ガラス等を使った園芸施設の建築確認が不要になりました！

R5 2/14~

（岩手県農業用施設等安全構造指針）

1　今後、建築確認が不要となる施設

屋根がガラス又は硬質プラスチック板で被覆された施設（ハウス）※

※　野菜や果樹、花き等の農業用施設に限ります。

建築基準法上の基準を満たすために必要な構造等に係る**建設コストの抑制が可能**

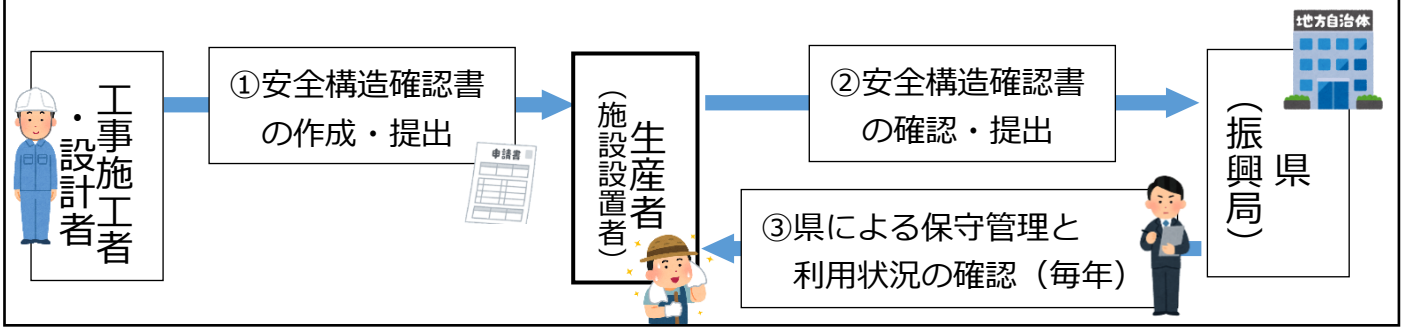
2　条件

- 野菜や果樹及び花き等の育苗及び栽培等施設であり、不特定多数の者が利用しないこと
- 岩手県農業用施設等安全構造指針の構造基準等に適合していること

3　必要な手続き

① 工事施工者・設計者による安全構造確認書の作成（施工者へ依頼）
② 生産者による構造基準等の適合確認（県への報告）
③ 県による保守管理及び利用状況の確認（毎年）

構造上の安全確認等に係る手続（例）



（留意点）

- 敷地の雨水及び汚水等の処理について、周囲の環境を害さないこと
- 建築基準法第 22 条の規定による屋根不燃区域内においては、延焼の防止に配慮すること
- 用途地域内においては、建築基準法第 48 条の規定（用途制限）の趣旨を踏まえた利用を行うこと
- 国・県等の補助金を充当しない施設は対象外となるため、その場合は、施工前に個別相談願います

«申請・相談窓口等»

岩手県農林水産部農産園芸課
電話：019-629-5706　FAX：019-651-7172　メール：AF0008@pref.iwate.jp

«詳細は以下をご覧ください»

県 HP > 産業・雇用 > 農業 > 生産 > 強い農業づくりの支援 > 岩手県農業用施設等安全構造指針
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/seisan/1007652/1007653.html